

感染症法の改正に伴う医療措置協定等の 協議状況（速報値）について



医療機関等との協定締結について

令和4年の感染症法改正により、新興感染症などへの対応を強化するため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた新興感染症対応にかかる協定を締結する仕組みが法定化された。（令和6年4月1日施行）

<表 1> 医療措置協定・検査等措置協定の項目

凡例：

医療措置協定

検査等措置協定

	協定内容							
	入院	発熱外来	自宅療養者への医療提供	後方支援	人材派遣	個人防護具 ※任意	検査	宿泊
病院	○	○	○	○	○	○	○	
診療所		○	○		○	○	○	
薬局			○			○		
訪問看護事業所			○			○		
民間検査機関						○	○	
宿泊施設						○		○

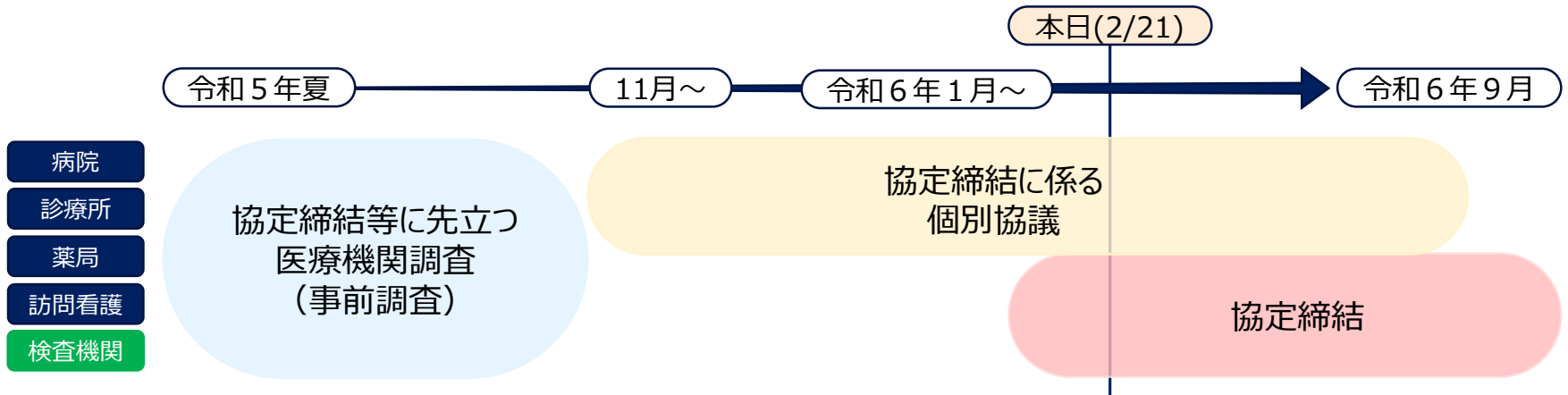
第一種協定指定医療機関

第二種協定指定医療機関

➤ 協定締結の主体は病院・診療所・薬局、訪問看護事業所、検査機関、宿泊施設

医療措置協定等の締結に係る手続きの進捗について

昨年夏に実施した事前調査の回答内容を踏まえ、令和5年秋より順次各機関と個別協議を実施している状況。今後は協定内容にご同意いただいた機関から順次協定締結を行う予定。また、数値目標の達成状況も鑑みつつ、各関係団体とも調整を行いながら、令和6年9月まで引き続き各機関と協議を進めていく。



宿泊施設 確保可能居室数や設置地域等を勘案し、引き続き令和6年9月を目途に検討を進めていく。

医療措置協定等の締結に係る個別協議の実施状況概況

今回お示しする医療措置協定等の締結に係る個別協議の実施状況につきましては、令和6年1月末時点の速報値（参考値）です。

協議の実施状況

協議対象	協定締結に 同意いただいた 機関数（A）	現在、協議 いただいている 機関数（B）	締結見込機関数 （1月末時点） （C（= A + B））	〔参考〕 事前調査にて協定締結の 検討が可能と回答いた だいた医療機関数（D）	〔参考〕 協議開始時期
病院	62医療機関	30医療機関	92医療機関	93医療機関	令和5年12月～
診療所	508医療機関	20医療機関	528医療機関	574医療機関	令和5年11月～
薬局	239医療機関	145医療機関	384医療機関	591医療機関	令和6年1月～
訪問看護事業所	55医療機関	36医療機関	91医療機関	120医療機関	令和6年1月～
民間検査機関	2機関	5機関	7機関	7機関	令和6年1月～

医療措置協定等の締結に係る個別協議の実施状況

(1) 入院

流行初期

数値目標に係る考え方	発生の公表後 1 週間以内に新型コロナ発生約 1 年後（令和 2 年12月）の入院患者の規模に対応できる体制をめざす。	
協定締結に 同意 いただいた医療機関	現在、 協議 いただいている医療機関	[参考] 数値目標
16医療機関（210床）	7医療機関	228床
（うち重症者用病床 10医療機関・17床）	（6医療機関）	（参考）10床

流行初期以降

数値目標に係る考え方	発生の公表後 6 カ月以内に、新型コロナ対応で確保した最大値（令和 4 年12月）の体制をめざす。	
協定締結に 同意 いただいた医療機関	現在、 協議 いただいている医療機関	[参考] 数値目標
45医療機関（417床）	17医療機関	564床
（うち重症者用病床 10医療機関・24床）	（6医療機関）	（参考）50床

医療措置協定等の締結に係る個別協議の実施状況

(2) 発熱外来

流行初期

数値目標に係る考え方	発生の公表後1週間以内に、新型コロナ発生約1年後（令和2年12月）の外來患者の規模に対応できる体制をめざす。	
協定締結に 同意 いただいた医療機関	現在、 協議 いただいている医療機関	[参考] 数値目標
17医療機関	7医療機関	24医療機関

流行初期以降

数値目標に係る考え方	発生の公表後遅くとも6か月以内に、新型コロナ対応で確保した最大値（令和4年12月）の体制をめざす。	
協定締結に 同意 いただいた医療機関	現在、 協議 いただいている医療機関	[参考] 数値目標
537医療機関	40医療機関	691医療機関

医療措置協定等の締結に係る個別協議の実施状況

(3) 自宅療養者等への医療の提供

流行初期以降

数値目標に係る考え方		発生の公表後遅くとも6か月以内に、新型コロナ対応で確保した最大値（令和4年12月）の体制をめざす。	
	協定締結に 同意 いただいた医療機関	現在、 協議 いただいている医療機関	[参考] 数値目標
全体	656機関	215機関	1,020機関
医療機関	362機関	34機関	(参考) 454機関
薬局	239機関	145機関	(参考) 485機関
訪問看護事業所	55機関	36機関	(参考) 81機関

医療措置協定等の締結に係る個別協議の実施状況

(4) 後方支援

流行初期

協定締結に 同意 いただいた 医療機関	現在、 協議 いただいている 医療機関	[参考] 数値目標
37医療機関	14医療機関	(-)

流行初期以降

数値目標に係る考え方	後方支援については、第一種協定指定医療機関の負担軽減を目的に一般患者の受入れや回復患者の受入れを実施する医療機関と定義されていることから、「全病院－第一種協定指定医療機関数」とする。	
協定締結に 同意 いただいた 医療機関	現在、 協議 いただいている 医療機関	[参考] 数値目標
16医療機関	11医療機関	全病院から第一種協定指定医療機関を除いた値

医療措置協定等の締結に係る個別協議の実施状況

(5) 医療人材の派遣

流行初期以降

数値目標に係る考え方	発生の公表後遅くとも6か月以内に、新型コロナ対応で確保した最大値（令和4年12月）の体制をめざす
------------	--

感染制御・業務継続支援チームに所属する医療従事者・感染管理専門家※

※感染制御・業務継続支援を必要とする高齢者施設や医療機関等に対し、派遣を行うことが可能な医療従事者等の人数

	協定締結に 同意 いただいた医療機関	現在、 協議 いただいている医療機関	[参考] 数値目標
全体	18医療機関 52人	11医療機関	20医療機関 36人
(内)医師	10人	—	(参考) うち 5人
(内)看護師	31人	—	(参考) うち 27人
(内)その他	11人	—	(参考) うち 4人

他の医療機関や県（医療調整本部、臨時の医療施設）に医療従事者等を派遣可能な登録医療機関数

協定締結に 同意 いただいた医療機関	現在、 協議 いただいている医療機関	[参考] 数値目標
15医療機関	8医療機関	5機関

医療措置協定等の締結に係る個別協議の実施状況

(6) 検査

流行初期

数値目標に係る考え方	発生の公表後1か月以内に協定締結医療機関（発熱外来）における、1日の対応可能人数以上に対応できる体制をめざす。		
協定締結に 同意 いただいた機関	現在、 協議 いただいている機関		[参考] 数値目標
18機関 (1,664件/日) 内訳：医療機関 16機関 (734件/日) 民間検査会社 2機関 (810件/日) 保健環境研究所※ ¹ (120件/日)	10機関 内訳：医療機関 5機関 民間検査会社 5機関※ ²		480件/日

流行初期以降

数値目標に係る考え方	発生の公表後遅くとも6か月以内に協定締結医療機関（発熱外来）数に、新型コロナ対応のピーク時における1医療機関の1日あたりの平均検体採取人数を乗じた人数に対応できる体制をめざす。		
協定締結に 同意 いただいた機関	現在、 協議 いただいている機関		[参考] 数値目標
129機関 (3,177件/日 +a※²) 内訳：医療機関 127機関※ ² (1,597件/日 +45機関) 民間検査会社 2機関 (1,400件/日) 保健環境研究所※ ¹ (180件/日)	24機関 内訳：医療機関 19機関※ ² 民間検査会社 5機関※ ²		5,095件/日

※¹ 保健環境研究所は参考記載（協定締結の対象外・同意いただいた機関の数には含まない）

※² 一部の診療所や民間検査会社については、定性的協定（具体的な実施可能件数を定めない協定）を締結（または協議中）

医療措置協定等の締結に係る個別協議の実施状況

(7) 物資

数値目標に係る考え方	協定締結機関（病院・診療所・訪問看護事業所）の8割以上の施設が使用量2か月分以上のPPE※を備蓄することを数値目標とする。 ※サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資。	
協定締結に 同意 いただいた医療機関	現在、 協議 いただいている医療機関	[参考] 数値目標
289機関	44機関	協定締結機関数（病院・診療所・訪問看護事業所）×0.8

その他参考値

	協定締結に 同意 いただいた医療機関	現在、 協議 いただいている医療機関
使用量1か月分のPPEを備蓄する機関数	398機関	60機関